
教育歴による受験資格 以下の条件のいずれかを満たしていること

中等部への入学

(1) 中等部 1 年生の春学期に入学する場合

2012 年 4 月 1 日以前に生まれた者（ただし義務教育年限を越えない者）で、a または b のいずれかであること

- a. 小学校、または小学校に準ずる学校(国内外)を卒業している者
- b. 満 12 歳に達し、かつ、本校が小学校を卒業した者と同等以上の学力があると認める者

(2) 中等部 1 年生の秋学期か冬学期に入学する場合、または 2 年生（2011 年 4 月 1 日以前生まれ）か、3 年生（2010 年 4 月 1 日以前生まれ）に入学する場合は、a~c のいずれかであること

- a. 外国において、国内小学校の学齢に相当する学年で初等教育を開始し、出願時に国内中学校の学齢に相当する学年に在籍している者
- b. 国内の国公立中学校の、学齢に相当する学年に在籍している者
- c. 相当年齢に達し、本校が学齢通りの学力があると認める者

高等部への入学

(1) 高等部 1 年生の 4 月入学の場合

2009 年 4 月 1 日以前に生まれた者で、a~d のいずれかであること。

- a. 中学校、または中学校に準ずる学校(国内外)を卒業している者
- b. 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- c. 文部科学大臣の指定した者（例：中学校卒業程度認定試験に合格している）
- d. 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めている者

(2) 高等部 1 年生の秋学期か冬学期に入学する場合、または 2 年生（2008 年 4 月 1 日以前生まれ）か、3 年生（2007 年 4 月 1 日以前生まれ）に入学する場合は、a または b のいずれかであること

- a. 外国において、国内の義務教育の学齢に相当する教育を 9 年間修了しており、その後の学歴に空白がなく、引き続き教育を受けている者
- b. 相当年齢に達し、本校が学齢に相当する学年を修了した、または修了見込みの者と同等の学力があると認める者

教育歴による受験資格について不明な場合は、アドミッションズへお問い合わせください。

「受験資格確認書」をご提出いただきますと、より正確なお返事ができます。